

支 払 基 金
平成25年1月15日

「特定器材コードリスト」について

特定器材マスターについては、材料価格基準が告示される都度に更新し公表しているところです。

今般、材料価格基準と照合し易いように「特定器材コードリスト」を整備しましたので、検索等にご活用願います。

なお、当該リストには診療報酬点数表及び「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日付 保医発 0305 第5号)に基づく特定器材コードを収載しておりません。

おって、特定器材コードリストは特定器材マスターの更新ごとに整備していくこととします。